

和歌山地方裁判所委員会・和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成29年5月26日（金）午後1時30分から午後4時まで

第2 開催場所

和歌山地方・家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（地裁委員）

石倉誠也，中村也寸志（委員長），中山誠一，西直哉，野田修司，野田寛芳，
山中浩子

（家裁委員）

沖本易子，小原智津，小谷竜也，近藤信隆，鈴木崇文，中村也寸志（委員長，
地裁委員と兼務），名波正晴，野上あや，野崎高志，藤井幹雄

（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

杉原哲治，中村圭吾，吉村和子，石井智世，梅村哲也，加藤光久，寺峰功，
宮崎正義，藤江隆雄

（庶務）

澤江裕史，谷口明，武本洋

第4 議事

1 開会

2 新任委員紹介

3 地裁委員会及び家裁委員会各委員長選任

地裁委員会及び家裁委員会の各委員の互選により，中村委員が地裁委員
会及び家裁委員会の各委員長に選任された。

4 地裁委員会委員長代理選任

地裁委員会委員長の指名により，地裁委員会委員長代理として中山委員が指

名された。

5 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が、前回の地裁委員会テーマ「民事調停について」及び家裁委員会テーマ「離婚調停ガイダンスについて」に関する議事概要の報告を行った。

6 テーマ「裁判所における障害者配慮について」

(1) 谷口家裁総務課課長補佐から「裁判所における障害者配慮について」、宮崎家裁訟廷管理官から「裁判部における合理的配慮の在り方について」、それぞれ説明を行った後、寺峰刑事訟廷管理官及び武本家裁総務課庶務係長から障害者配慮備品の紹介、藤江会計課課長補佐から設備の説明を行った。

(2) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

◎ 先ほどの説明に対する御意見，疑問，御感想，所属されている企業や団体での取組で参考となるものなどについて伺いたい。

● 庁舎はいろいろ配慮されていて，まだ3年しか経っていない最新の建物だと感心した。また，職員研修もいろいろ配慮されていることが分かった。障害者に対する配慮は，基本的には裁判所を利用する障害者への配慮が中心だと思うが，例えば，視覚障害者が点字ブロックによりエレベータを利用して，何階へ行くということが分かっている方がいいが，何階へ行けばいいかが分からない場合は，誰かに聞かなければいけない。1階の総合案内が，今年から裁判所職員ではなく，民間の警備員に変わっているようだが，その警備員に対して，例えば視覚障害者にはこういう対応をしてください，聴覚障害者へはこういう対応をしてくださいというようなことが，指示されているのか。

- 委員御指摘のとおり，裁判所庁舎 1 階の総合案内は，従前職員だったところ，この 4 月から民間へ委託し民間の警備員が配置されている。課題としてはいろいろあると考えているが，民間の警備員も，障害者に対する一定の配慮やスキルは持ち合わせていると考えている。また，対応に困る，どうしていいかわからないということがあれば，すぐに職員につなぐように指導をしている。民間警備員に対する指導が十分かと言われればそうではない部分もあるので，今後の課題であると考えている。
- 先ほど法廷で説明を聞いたが，もし傍聴席に聴覚障害者が来られたときはどのような対応をしているのか。また，障害者に対するいろいろな設備や研修などの取組がされているが，障害者から生の声を聴くということがされているのか伺いたい。
- 和歌山では事例がないと把握している。障害者配慮は，裁判所の手続を利用する方への配慮が中心で，傍聴する方へは十分ではないところはあると考えている。委員御指摘のように，事前の連絡なく聴覚障害者が法廷傍聴に来られたような場合への対応は必ずしも十分ではない。障害者からの生の声については，職員研修において障害者を講師として招いたことがあるので，その中で聞く機会があったと認識している。
- 障害者の生の声を聴くということに関し，先日，弁護士委員と市民委員の懇談会における意見として，合理的配慮をどこまでできるのかを体感してもらおう研修があればいい，実際に障害者の方に来ていただいて案内を試みる，実際に手続をしてもらうということを是非やってもらいたい，それが無理であれば，職員が障害者の役をやるなどして体験すれば，合理的配慮がどこまで必要なのかが見えてくるという意見があったので，今後の研修等で，実施していただくといいと思う。
- 裁判所職員総合研修所の研修で体験型の研修を受けたことがある。今後は，委員御指摘のことを参考に，職員に体験してもらい合理的配慮を意識

してもらおうという研修に取り組んでいきたい。

- ◎ 民間において、実際にこういう研修をして効果があったというようなものがあれば紹介していただきたい。
- 例えば白杖をもっておられるとか、車いすで来られるなどで、お客様として障害を持った方が来られたということが分かればすぐにサポートができるが、最近では、障害をお持ちかどうか実際に対応してみないと分からないことが多く、そのような場合にどのような配慮が必要かという研修も実施している。当社の子会社は、障害者雇用を積極的に進めており、雇用するに当たって設備の準備をしたところ、議論をしていくとどんどんハードルが高くなり、非常にコストがかかる方向になっていった。しかし、実際に障害者に勤務していただくと、そこまでしてもらわないといけない、こういうことは自身でできるという意見があり、こちらでハードルを高くし過ぎたという反省がある。予算的なこともあると思うので、少しずつの改善で十分ではないかと感じている。
- 私どもの会社では工場見学に障害を持った方が来られることがあるが、事前に予約をいただくこともあり、代表の方とこちらの担当者との話をしてお対応している。どこまでの配慮が必要かは、同じ障害を持った方でも異なることがあり、やはり話を伺わないと分からないので、事前に伺って対応している。
- ◎ 同じ障害でも対応が違うというのは、具体的にどのようなことか。
- こちらとしてはここまでした方がいいだろうと思っても、そこまでしてもらわなくてもいいということがある。障害者の声を聴くことが大事である。
- 県でもマニュアル作りや研修は最低限のこととして行っているが、生の声を聴くことが大事であると思っている。県民を対象としたセミナーなどで、こちらは手話通訳が必要だと考えていても、実際には手話ができず、

パソコンの要約筆記を希望されたり、スクリーンが見やすいよう前の席を用意していても前だと見にくいと言われたりすることがあり、生の声を聴くことが大事だと考えている。

- ◎ 研修においても、聴覚障害者でも手話ができる人が少ないし、点字ができる方も2、3割という話を聞いており、御指摘のとおり、その人に応じた対応をする必要があると認識している。
- 教育の場では、いろいろな障害を持った保護者がいるため、入学時に学校でしてほしいことをお聞かせいただくようにしている。耳の不自由な保護者からは、連絡はメールでしてほしいという要望があったり、弱視の保護者からは、配布物が見にくいのでA4よりもA3に拡大して送ってほしいという要望もあったため、多様な要望は当初にしっかり聞かなければいけないと思っている。また、生徒への対応としても、特に発達障害の生徒への対応に関して、職員の知識不足もあるために、大学の先生に来てもらい、適切な対応について研修をする必要があると思っている。生徒たちには、障害者と共に生きるという心の育みが大事だということで、県が出している教材を利用したり、目の見えない方に来てもらって話をしてもらい、障害者との関わりを学んでいかなければならないと考えている。
- 聴覚障害者の傍聴について、音声をすぐに字幕で流すというのは極めて簡単なシステムだと思うが、このようなシステムの導入は可能なのか。
- そのまま使えるかどうかは分からないが、裁判員裁判で同様のシステムを利用しているのではないか。
- 裁判員裁判において音声認識システムが利用されており、法廷でのやりとりを文字に起こしているが、このシステムは、映像を探し当てるための目次的な機能として利用することが想定されている。
- 本庁舎について、点字ブロックによりエレベータに乗って5階までは来られるが、5階に来てからどうしたらいいのだろうと疑問に思った。視覚

障害者にもいろんな人がいて、点字は読めないが文字を拡大すれば読めるという人もいます。調停の中で、点字でメモを取ると時間がかかるので録音をさせてほしいという場合はどう対応したらいいのかとも思った。裁判所としては、こういうことができるという広報をすれば、裁判所の敷居も低くなって利用しやすくなると思う。今回、庁舎の施設や備品を見せていただき、いいなと思ったので、そこに温かなサービスが加わればいいと思う。

◎ 広報としては、バリアフリー情報をウェブサイトに掲載しているが、どういう機器があるということまでは掲載していない。

□ 聴覚障害のある方の調停事件で、当初手話通訳を同行したいという申出があったのでそのとおりに進めたものがあったが、これまでの御指摘を踏まえ、もう少しニーズを確認すればよかったと思う。また、部屋にホワイトボードを設置して視覚的に示したり、説明したいことをあらかじめ紙に図示した事例もある。事前準備が重要だと考えている。

◎ 弁護士会において、同じようなテーマのシンポジウムなどでの意見、取組等の中で、裁判所も参考にした方がいいというものがあればお聞かせいただきたい。

● 弁護士会のシンポジウムでは、障害者の声を聴いてノンステップバスの運行を時刻表に明示するようになったという事例の報告があった。やはり具体的に障害者の声を聴くことが改善につながると思われる。

◎ 聴覚障害や視覚障害だからと一律に対応を決めるのではなく、何をしてほしいかをよく聴いて対応するということは、裁判所の対応としても参考にさせていただきたい。ほかに、何か対応した事例があれば伺いたい。

□ 例えば、期日を指定するに当たり、透析に行くので何曜日がいい、時間帯はここがいいという場合に都合のいい日時を考慮したり、高齢者の方で耳が聞こえにくく、マイクでも分かりにくいという場合に、裁判官あるいは相手方が述べたことを書記官が耳元で説明し意思疎通を補助したことが

ある。また、破産事件の債権者集会などで、出席者に障害がある場合に付添人の同席を許可したり、尋問のために和歌山地裁へ出頭するのは難しいが近くの裁判所なら出頭できるという場合に、近くの裁判所に行って審理することも検討している。

◎ 裁判所の手続は相手方がいるので、公平性が疑われないようにしなければいけないが、その点で留意していることがあるか。

□ 相手方に代理人弁護士がいる場合は、裁判官が述べたことをメモにして他方当事者に渡したりしても特に問題とならないが、当事者本人同士の事件では、相手方にだけメモを渡す理由について、説明をして誤解のないようにすることになると思われる。何も言わずにすると、一方にだけ親切にしているのではないかと思われるかもしれないので、気を付けなければいけない。

● 庁舎について、ハード面は標準以上のものができていると思う。そうすると、研修等で職員一人一人の日常における対応が意識できているか、それができて初めて素晴らしいハード面が活かされると思う。それは裁判所だけでの問題ではなく、弁護士としても、障害者が自分の依頼者であろうと相手方であろうと、裁判所と協力し合うことによって、障害者が裁判所を利用できるようになると感じた。

◎ ソフト面を蓄積して学んでいかなければならず、障害者一人一人で対応が違うのでいくら学んでも終わることはない。また、ハード面も、今は最新の設備だが、メンテナンスをしていかなければならない。引き続き、問題や提案があれば何かの折に触れて御意見を伺い、改善していきたい。

7 次回委員会の意見交換テーマ

地裁委員会

裁判員制度について

家裁委員会

少年事件の補導委託について

8 次回委員会の開催日時

地裁委員会

平成29年11月13日（月）午後1時30分

家裁委員会

平成29年10月23日（月）午後1時30分

9 退任予定委員の紹介

次回の委員会までに任期満了となる西直哉地裁委員及び藤井幹雄家裁委員（いずれも任期は平成29年10月20日まで）が紹介された。

10 閉会